

# 官報

号外 令和二年四月二十九日

○第二百一回 衆議院会議録 第二十二号

令和二年四月二十九日(水曜日)

令和二年四月二十九日

正午 本会議

○本日の会議に付した案件

令和二年度一般会計補正予算(第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

○議長(大島理森君) 本会議は午後零時二分開議

○議長(大島理森君) 本会議は午後零時二分開議

○棚橋泰文君 登壇

○棚橋泰文君 ただいま議題となりました令和二年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(大島理森君) まず、補正予算三案の概要について申し上げます。本補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実施するためのものであり、一般会計補正予算については、歳出において、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復等に必要な経費の追加等を行う一方、歳入においては、公債金の増額を行うこととしております。

○議長(大島理森君) これらの結果、令和二年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とともに当初予算から二十五兆六千九百十四億円増加し、百二十八兆三千四百九十三億円となります。

○議長(大島理森君) 特別会計予算については、財政投融資特別会

計、労働保険特別会計など七特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

○議長(大島理森君) 政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫において、所要の補正を行ふこととしております。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。予算委員長棚橋泰文君。

令和二年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書  
令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

令和二年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

この補正予算三案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、同日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日から質疑に入り、本日、質疑を終局いたしましたところ、立憲民主・国民・社保・無所属フオーラム及び日本共産党的共同提案により、令和二年度補正予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算三案及び動議について討論、

採決を行いました結果、動議は否決され、令和二

年度補正予算三案は全会一致をもつていずれも原

案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(大島理森君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。笹川博義君。

○議長(大島理森君) 〔笹川博義君登壇〕私は、自由民主党の笹川博義です。

○議長(大島理森君) いま議題となつております令和二年度一般会計補正予算(第1号)、令和二年度特別会計補正予算(特第1号)及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)、以上三案に対しまして、賛成の立場から討論を行ひます。(拍手)

○議長(大島理森君) まず、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、感染により治療を受けていらっしゃる皆様の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

○議長(大島理森君) そして、医療現場で奮闘する医療関係者を始めとして、福祉や治安、そして農業、商業、工業な

ど、新型コロナウイルスと正面から向き合いながら活躍をしていただいている全ての人たちに心より敬意を表し、感謝の意を表します。

世界じゅうに猛威を振るつている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても多くの人たちの生活に影響を与え、また、我が国経済へ与えている影響は甚大であり、経済は大幅に下押しの状況であり、まさに国難ともいいくべき厳しい状況に置かれております。

現状では、残念ながら、感染症拡大の収束は見通せず、経済の先行きも大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。今後、新型コロナウイルス感染症が世界経済そして日本経済を更に厳しいものにするリスクに対しても十二分な配慮をしていく必要があります。

こうした現状認識に立ち、先般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定をされました。感染症拡大事態の早期収束に向けて、さらなる取組、生活と雇用そして事業を守り、その後は早期のV字回復を目指し、大幅に落ち込んだ消費の喚起、未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢を目指して施策を講ずる、この政策パッケージを実行に移すものが本補正予算であります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、マスク、消毒液等の確保、検査体制の強化と感染の早期発見、医療提供体制の強化、治療薬、ワクチンの開発加速等のために必要な施策が盛り込まれており、感染拡大防止と早期収束に

向けての予算となっております。

第二に、雇用調整助成金の特例措置の拡大、これまでにない強力な資金繰り支援、さらには、全国全ての人々への一律十万円の給付金や、事業継続が困難になっている中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業者等に対する持続化給付金等が盛り込まれ、感染症拡大の収束にめどがつくまでの間、今回の感染症により甚大な影響を受けている方々の生活と雇用そして事業を支えていく予算となっています。

第三に、売上げ等に甚大な打撃をこうむった観光業・運輸業、飲食業、イベント・エンターテイメント事業などを対象とした官民一体型の消費喚起キャンペーンのための予算や、デジタル化、リモート化などの未来を先取りした投資喚起のための予算が計上されており、収束後の力強い反転攻勢に向けた準備を期した予算となっています。

以上、本補正予算に賛成する理由を申し述べました。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 小川淳也君。

〔小川淳也君登壇〕

私は、会派を代表して、令和二年度補正予算等に対する討論を行わせていただきます。(拍手)

まず、感染症をめぐる全ての犠牲者に心から哀悼の意を、闘病中の皆様に心からお見舞いを、さ

らに、今この瞬間も決死の御尽力をいただいている医療関係者の皆様と、この環境でなお仕事を休まず、休めず、日々国民生活を支え、現場で御貢献いただいている皆様に心から敬意を表します。

加えて、資金繰りを含め未曾有の不安におびえる多くの事業主、そこで働く皆様、そして苦しい自粛生活に耐えることを通してともに闘う全ての国民の皆様に心より連帯の意を表します。

かつて、ペストの流行は七十年続き、世界人口約五億のうち一億人が亡くなつたと言われています。しかし、これは後に自由主義の思想を生み、ルネサンスや資本主義につながつたとも言われます。コレラの被害は上下水道の整備に、スペイン風邪の流行は第一次世界大戦の終結にも影響しました。

改めて、議員皆様の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきま

る。同じ日、突如として緊急事態宣言が全国一斉に拡大されています。まさかとは思います、これに屈する形、まさに政局判断で手のひらを返したことかがいかに難しいか、そんなことは初めからわかつっていたではありませんか。

結局、公明党から連立離脱をちらつかされ、それに屈する形、まさに政局判断で手のひらを返したのではありませんか。

以上、本補正予算に賛成する理由を申し述べました。

我々は、このコロナの災いをいかに克服し、その後の世界をどう描くか、いかに犠牲を抑え、不安を払拭し、人々の連帯ときずなを守るか、医療や科学技術のみならず、政治と社会の底力が問われています。

思えばこの間、政局や政権のメンツが優先され、国民の健康や生活が後回しになつたのではないか、そう疑わざるを得ない局面も多々ありました。

私たち立国社会派は、本補正予算案に賛成いたします。しかし、課題は多く、批判的立場からの検証については、どうか総理におかれましても譲れています。

武漢からの帰国者に最初のチャーター便派遣を発表したのは一月二十六日、まさに翌日から衆議院予算委員会で桜問題が厳しく追及される、その前の日の夜でした。

諸外国が速やかに決定した中国全土からの入国制限は、ついに習主席の来日延期が決まるまで見送られました。

## (号)外

P C R 検査の結果、陽性患者数がふえ始めたのも、結局、オリンピックの延期が決まって以降であります。

万一、これがいわば政治の技術というのであれば、まさに百術は一誠にしかず、求められるのは、国民の健康と暮らしに対する真摯な憂い、誠実な姿勢、高い使命感と責任感であるはずです。

マスクの配布から十日余り、総理は布マスクをかけた人を御自身以外でごらんになつておられま

すか。総理と総理秘書官が意地のように着用していること以外、閣僚はおろか、与党議員ですらほとんどお見かけいたしません。

ここに四百億以上の予算を計上し、調達過程も不透明、不良品三昧による回収経過を含め、その政策判断と政治責任は厳しく問われなければなりません。

依然、事態に一刻の猶予もありません。病院に行けば必ず自宅で亡くなる方、様子見が災いをし、容体が急変、そのまま帰らぬ人となる方、不審死を遂げ、後に陽性結果が判明する方、救急車のたらり回し、里帰り出産の困難、重病治療の先送り、これらは全て、結局、初動段階で検査対象を絞り込んだことに起因しているのでありませんか。被害の相当部分はむしろ人災と言つべきではないのでしょうか。

私どもは予算の組み替えを提起しています。中小企業への支援を原案の二倍に、自治体交付金を原案の五倍に、医療機関への支援拡充、旅行キャンペーんは収束後まで凍結、現下の情勢に鑑み、ぜひ御賛同いただきたかったのです。

今後も、事業主への家賃助成、困窮する学生への支援、第二弾の生活給付金、医師会の検査センターやドライブスルー検査の拡充など、迅速かつ

十分な追加対策が必要です。  
本補正予算成立後は、速やかに第二次補正予算の編成を求めるものであります。

総理、最後にあえて、雑誌のある投稿の一部を紹介させてください。

「モリ」ニモマケズ

「カケ」ニモマケズ

失言ニモ 与党議員ノ 汚職疑惑ニモマケヌ

丈夫ナココロヲモチ

アラユルコトヲ

ジブンノ宣伝ノ カンジョウニ 入レ

追及ハ 聞カズ

東二 新型コロナ ヲ恐レル人 アレバ

行ツテ 自己責任デ 積張レト 言ヒ

南二 基地反対ヲ叫ブ 沖縄県民アレバ

行カズニ 安保ノタメニ 犠牲トナレト言ヒ

左二 疑惑ヲ 追及スル 野党アレバ

意味ノ無イ 質問ダヨ、モット建設的ナ 議論ヲシャウト 野次ヲ飛バシ

春ハ 数千人ト 桜フ 共ニ見ル

御存じ「雨ニモマケズ」に倣つた痛切な批判であります。もちろん、総理には異論もあるでしょう。

しかし、少々ショックを受けるのは、これが高さきの報道調査によれば、国民が次期総理に求めるのは、何より誠実さだということではありませんか。逆に言えば、この国の政治はそこまで品位と信頼をおとしめたということです。

どうか、総理におかれましては、もちろん私たち野党とともにです、その懸念なり、その責任なりを深く御自覚、自省をしていただきたい上で、今後更に必要となる追加対策に迅速かつ誠実に取り組んでいただきますことを心からお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

(拍手)  
○議長(大島理森君) 濱村進君。  
(拍手)  
○濱村進君 公明党の濱村進でござります。

民主主義の意思決定プロセスを経て閣議決定された後に補正予算を組み替えたことは例外中の例外ではありますが、一律に給付されることが、日本で暮らす全ての人の命と暮らしを守り、安心と意欲を生むために重要な役割を果たします。総理の御決断を高く評価いたします。

あわせて、子育て世帯に対しては、児童一人当たり一万元の臨時特別給付金を支給し、生活支援に万全を期しております。迅速かつ確実な給付の実現をぜひともお願いいたします。

次に、事業継続、雇用の維持を全力で支え抜く予算となっております。

日本政策金融公庫等に加えて、民間金融機関においても実質無利子無担保融資を実施し、資金繰り

に心から敬意を表しますとともに、感染拡大防止に御協力くださつている全ての皆様に感謝を申し上げます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました令和二年度補正予算三案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、本補正予算案には、全国全ての方に一律十万円を給付する特別定額給付金が盛り込まれております。

緊急事態宣言が全国に拡大され、今や、全ての方が生活に影響を受け、不安を抱え、耐えておられます。皆が早期収束を願い、自分ができることは何かを見出し、工夫しながら過ごしておられる中、困っている人を選別することは困難な状況にあります。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました令和二年度補正予算三案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、本補正予算案には、全国全ての方に一律

りを強力に支援するほか、一月の収入が半減以上した事業者に対し、返済不要で使途制限のない現金を給付する持続化給付金を創設し、法人に最大二百万円、フリーランスを含む個人事業主へ最大一百万円が給付されます。

また、雇用調整助成金については、新人社員、パートやアルバイト等といった雇用保険の被保険者以外の方も対象に加えるとともに、大臣から中小企業の助成率のさらなる拡充も公表され、雇用の維持に全力を擧げることとしております。

その上で、地方自治体が各地の実情に応じて適切に対応ができるよう、緊急経済対策の全ての事項に活用できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、一兆円を確保しております。

#### 官 報 (号外)

療薬、ワクチン等の研究開発など、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、治療薬の開発に全力を挙げる予算となつております。

最後に、一刻一刻と変化する状況に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策予備費として一・五兆円を確保し、必要な追加策を機動的に実行可能としている点も高く評価いたします。

以上、本補正予算案は、私たち国民が一致結束し、一日も早く新型コロナウイルス感染症を終息させるための緊急措置として必要不可欠であります。今、政治に強く求められていることは迅速性です。本予算案の早期成立と可及的速やかな執行を求める、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

[藤野保史君登壇]

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、二〇二〇年度補正予算案に賛成の討論を行います。(拍手)

続いて、医療崩壊を防止し、国民の命と健康を守り抜く予算となつております。

受け入れ病床の確保や軽症者の療養体制の確保、PCR検査機器や医療設備の整備、応援医師の派遣など、地方自治体が各地の実情に応じて必要な対策を機動的に打てるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を創設し、一千四百九十億円を計上しております。

また、医療従事者の命と健康を守るため、マスクや消毒液、防護具等を優先確保するほか、重症患者の増加に対応するため、人工呼吸器の確保や、人工肺などを正しく扱える人材の派遣体制の整備、さらには、アビガン二百万人分の確保、治

まず、感染爆発と医療崩壊を防止する上で、大きな鍵を握っているのが、PCR検査体制を抜本

に改善、拡充し、必要な人が速やかに検査を受けられる体制に転換することです。ところが、本案では、PCR検査センターを想定した予算は全く計上されていません。

新型コロナへの対応で、一病院当たり月二億円の減収という試算もあり、多くの病院が経営危機にさらされています。全国約千二百のコロナ患者受入れ病院に当たれば、半年で一・四兆円という巨額の負担です。ところが、本案の緊急包括支援金は千四百九十九億円にすぎません。

医療用マスク、防護服なども全く不足しています。日本医師会は、医療用マスクが一ヶ月で四億

から五億枚必要だと試算していますが、政府の計画は一ヶ月で四千五百万枚で、桁が一つ違います。

ここからは、医療崩壊を絶対に起さないという政府の決意が全く感じられません。感染リスクのもとで、精神的にも肉体的にもぎりぎりの状態で奮闘している皆さんを全力で支えることこそ、政治の最低限の責任ではありませんか。

次に、暮らしと営業を守り抜くためには、自肃と補償をセットで行うことが極めて重要です。ところが、本案にはこの基本姿勢が欠けています。

本補正予算案に求められているのは、新型コロナウイルスへの対応に当たって、感染爆発と医療崩壊を絶対に起さないこと、日本に暮らす全ての人の生活と営業を守り抜くことです。

す。

緊急時に暮らしと営業を守り抜くためには、平時のやり方では不十分です。雇用調整助成金は、コロナ特例として、一日当たり八千三百三十円の上限を抜本的に引き上げた上で、事後審査を基本とするなど、迅速な手続に転換すべきです。持続化給付金の対象を大幅に拡大し、家賃やリース代など固定費を払える額に引き上げた上で、一回限りでない継続的な支給を行うべきです。地方創生臨時交付金も、全国知事会が求めているように、大幅に増額し、自由度の高い制度にすべきです。

イベント自粛による損失補償や学生の皆さんへの支援も急務です。

こうした支援を行うためには、百兆円を超える当初予算にもススを入れるべきです。韓国では、F35戦闘機などの軍事費を削り、新型コロナ対策に回しました。当初予算に含まれている辺野古埋立てやイージス・アショアなどの予算は執行停止し、新型コロナ対策に集中すべきです。

野党は、雇用調整助成金の改善、持続化給付金の倍増、地方創生臨時交付金の増額など、予算組み替えを提案しています。家賃支援法案も共同提出いたしました。命と暮らしを守るために、これらの提案を真摯に検討することを強く求めます。

国民の声に押されて政府が一律十万円の給付に転換したものとて、一刻も早く国民のもとに届けることが強く求められていることから、本案に賛成し、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 杉本和巳君。

〔杉本和巳君登壇〕

○杉本和巳君 日本維新の会の杉本和巳です。

私は、日本維新の会・無所属の会を代表して、令和二年度補正予算案三案に賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

まずもって、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。また、医療関係始めエッセンシャルワーカーに従事する方々に、また外出自粛で御協力してくださっている国民の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

今、私ども政治・行政・国会に求められているのは、命を徹底的に守ること、そしてスピードアップ、そして政治家の覚悟です。これらの観点から、補正予算案には改善すべき点がありますが、賛成いたします。

私どもが補正の準備を提起したのは、二月の当院での締めくくり質疑や本会議討論でした。あれからほぼ二ヶ月。参議院での予算審議があつたとはいえ、補正の指示や編成など、本予算審議に並行して準備を進めていれば、四月の緊急事態宣言発出と同時期の四月前半での審議、そして四月中の給付ができたと言えます。

次に、本補正予算案に、改善すべき二点を申し上げます。

一つは、いわゆる不要不急の内容が計上されています。新型コロナウイルス感染症終息後になります。新型コロナウイルス対策に関する提言第四弾を発表し、提起しています。国民の生活度の導入による継続、民間活用型生活福祉資金貸付け創設とマイナンバーひもづけ事後審査による

人たちにイの一番に手を差し伸べることです。

もう一つは、地方創生臨時交付金一兆円の規模についてです。大幅増額が必要です。

我が党は、特措法修正の必要性提起以来、国が休業要請するなら補償も行うべきと強く訴え続けております。現行は、各地方自治体が、休業要請を民間にお願いして、厳しい財政事情の中から

協力金の制度をつくっています。都道府県知事が活用できる地方創生臨時交付金を大幅に増額し、かつ使途の制限を設けない形、地域の自主性を尊重する形で、自治体の取組を財政で後押しすることを強く求めます。

次に、スピードアップの観点から、早急な第二次補正予算の準備を提唱します。

先手先手、ちゅうちょなく有言実行する、超特急の二次補正予算です。総理からは、時期を逸することなく、臨機応変に、かつ果斷に対応してまいりますと答弁がありましたが、後手となつた、ちゅうちょしたとなつてはなりません。

その要点は、COVİD-19対策の優等生の台湾と日本の違いの原因の一つは個人のIDの存在です。台湾では、徹底した隔離やマスクの配布はIDがベースとなっているのです。日本もこの機会にIDを徹底普及することを強く提唱します。

ただいまから十分钟后に採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止

等に関する法律案(総務委員長提出)

○議長(大島理森君) 令和二年度一般会計補正予算(第1号)外二案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決でありま

せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

給付への切りかえです。

また、我が党が野党と昨日共同提出した家賃支払い猶予法案の早期審議と予算つけが必要です。

ぜひとも、自粛要請に協力する事業者が安心できるよう、テナント、オーナー双方を支える賃料免除の仕組みを実施しましょう。

○福田達夫君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案とともに、総務委員長提出、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案は委員

会の審査を省略して、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進めら

れることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等  
に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

禁止等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

今般閣議決定された新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策においては、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり十万元の特別定額給付金の給付を行うこと

とされました。また、児童手当を受給する世帯に

対しては、対象児童一人当たり一万円を上乗せす

る子育て世帯臨時特別給付金を支給することとさ

れました。

これらの令和二年度特別定額給付金等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって

生活に困っている人々への支援を行うために支給

されるものであり、その支給を受けることとなつた者がみずから使用することを想定したものであ

ります。

本案は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

本件は、このようないわゆる「異議なし」としての決議を講じようとするものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申します。

以上、御報告申し上げます。

次に、令和二年度特別定額給付金等に係る差押

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

了

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、令和二年度特別定額給付金等に係る差押等に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

本案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日、高市総務大臣から提案理由の説明を聽取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。本日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決しました。

会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、令和二年度特別定額給付金等に係る差押

官 報 (号外)

<p>致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>									
<p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p>									
<p>○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。</p> <p>よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>									
<p>○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。</p>									
<p>午後零時五十五分散会</p>									
<p>出席国務大臣</p>									
内閣総理大臣 安倍晋三	(別紙)	内閣総理大臣 安倍晋三							
財務大臣 麻生太郎君		財務大臣 麻生太郎君							
厚生労働大臣 加藤勝信君		厚生労働大臣 加藤勝信君							
国務大臣 西村康稔君		国務大臣 西村康稔君							
当選証書付与年月日 令和二年四月二十七日		当選年月日 令和二年四月二十六日							
議席指定		議席指定							
一、去る二十七日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。		一、去る二十七日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。							
四三六 深澤陽一君		四五六 福井照君							
四七四 原田憲治君		三四六 中山泰秀君							
四六六 鈴木憲和君		三六八 畑元将吾君							
四七四 原田憲治君		三四九 上杉謙太郎君							
四四六 和田義明君		四四六 村上誠一郎君							
四六六 鈴木憲和君		四六六 山本有二君							
四七四 原田憲治君		四七四 今井雅人君							
四六六 鈴木憲和君		四六六 岡本充功君							
四七四 原田憲治君		四七四 川内博史君							
四四六 和田義明君		四四六 枝野幸男君							
四七四 原田憲治君		四七四 日吉雄太君							
四三六 深澤陽一君		四三六 山本和嘉子君							

馬淵 澄夫君	道下 大樹君	道下 大樹君	カジノを含む観光政策の見直しに関する質問
國重 徹君	岸田 文雄君	岸田 文雄君	質問 第一七六号
道下 大樹君	田村 憲久君	田村 憲久君	令和二年四月十七日提出
長尾 敬君	小倉 將信君	小倉 將信君	カジノの見直しに関する質問
丹羽 球樹君	笛川 博義君	笛川 博義君	カジノの見直しに関する質問
福山 守君	古屋 圭司君	古屋 圭司君	カジノの見直しに関する質問
池田 真紀君	村上誠一郎君	村上誠一郎君	カジノの見直しに関する質問
枝野 幸男君	山本 有二君	山本 有二君	カジノの見直しに関する質問
関 健一郎君	今井 雅人君	今井 雅人君	カジノの見直しに関する質問
日吉 雄太君	川内 博史君	川内 博史君	カジノの見直しに関する質問
森田 俊和君	馬淵 澄夫君	馬淵 澄夫君	カジノの見直しに関する質問
山本和嘉子君	後藤 祐一君	後藤 祐一君	カジノの見直しに関する質問
斎藤 鉄夫君	岡本 充功君	岡本 充功君	カジノの見直しに関する質問
國重 徹君	本多 平直君	本多 平直君	カジノの見直しに関する質問
(議案付託)			
一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案			
(後藤祐一君外七名提出)			
(議案付託)			
一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)			
(第五五号)			
(議案付託)			
一、去る二十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。			
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案			
(内閣提出第五四号)			
(財務金融委員会 付託)			
令和二年度一般会計補正予算(第1号)			
令和二年度特別会計補正予算(特第1号)			
令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)			
以上三件 予算委員会 付託			
(議案提出)			
一、去る二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律			
(内閣提出議院運営委員長提出)			
一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律			
(内閣提出議院運営委員長提出)			
(議案提出)			
一、去る二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律			
(内閣提出議院運営委員長提出)			
(議案提出)			
一、去る二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律			
(内閣提出議院運営委員長提出)			
(議案提出)			
一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書			
は次のとおりである。			
新学年の開始時期に関する質問主意書(櫻井周君提出)			
新学年の開始時期に関する質問主意書(青山雅幸君提出)			
(答弁書受領)			
一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員			
提出案を参議院に送付した。			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律			
(内閣提出議院運営委員長提出)			
(議案提出)			
一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員			
提出案を参議院に送付した。			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律			
(内閣提出議院運営委員長提出)			
(答弁書受領)			
一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領し			
た。			
衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政			
策の見直しに関する質問に対する答弁書			

感染拡大による新たな影響や情勢を踏まえた根本的な見直しを行う必要がある。  
そこで以下、質問する。

一 國土交通省の基本方針案は、今般の新型コロナウイルス感染拡大による影響や倒産や赤字問題の情報を収集、把握、分析、総括をした上で、改めて案を出し直し、パブコメにかけ、国民の賛意が得られるのかどうかを判断すべきではないか。

二 複数の自治体では、國土交通省の基本方針の成案決定前から実施方針案や区域整備計画案を作ろうとしているが、国が基本方針案を出し直し、パブコメ終了後に、成案に則って手続を行うよう、全ての自治体に徹底させるべきではないか。

三 政府は「観光先進国」を目指して「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長・内閣総理大臣）を設置し、二〇一六年三月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定した。ビズネスイベント（MICE）の誘致やクルーズ船受入の更なる拡充を謳い、二〇二〇年に訪日クルーズ旅客を五百万人にするとの目標を立てた。

また、同年六月に閣議決定した「日本再興戦略二〇一六」でも「訪日クルーズ旅客二〇二〇年五百万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充」を書き入れた。ここでもMICE誘致の促進を謳い、「総合型リゾート（IR）については（略）IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進め

る」とした。さらに「クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設については、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数に係る数値目標の設定を行う」としていた。

二〇一七年六月には、「外航クルーズ船の我が国への安定的な寄港が維持できず、「訪日クルーズ旅客を二〇二〇年に五百万人」とした政府目標を達成できないおそれ」があると説明して港湾法改正を行なった。その第二条の三で、外航クルーズ船の受入拠点である「国際旅客船拠点形成港湾」を國土交通大臣が指定し、指定された港湾の管理者が民間事業者と協定を結び、その民間事業者が港湾の係留施設を優先的に使用することを可能にした。

そして、この間、二〇一六年十二月にはいわゆるIR推進法が、二〇一八年七月にはIR整備法が、与党による强行採決で成立した。

言うまでもなく、カジノを含むIRでMICEを誘致することと、訪日クルーズ旅客を増やすことは、与党政府が多数決で進めてきた国策としての観光政策であった。

しかし、新型コロナウイルスが国際的に蔓延した今、政府のこうした観光政策や目標にも、抜本的な見直しが必要ではないか。

四 基本方針案の具体的な見直しについて

3 カジノ先進国である米国では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、九割以上のカジノが閉鎖されているとの報告もあり、感染症に対する事業継続性の脆弱性は明らかである。収益をカジノに頼る区域整備計画に、い

型コロナウイルスの感染拡大によるものだと考えるが、それがいつ収束すると政府は考えているか。

2 四月十三日の衆議院決算行政監視委員会で

青柳陽一郎議員がIR整備のスケジュール延期について質問したところ、赤羽国土交通大臣は、区域整備計画の認定申請期間（二〇二一年一月から七月）について、「自治体は肅々と準備を進めている状況であり支障になつてない」と答弁した。

しかし、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業募集要項」を既に公表している大阪府と大阪市は、三月二十七日に「今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点や、これに伴い民間事業者における事業活動の縮小等が生じている状況等を踏まえ、提案審査書類の提出期限を含む今後のスケジュールを次のとおり変更します」として各手続を三ヶ月延期した。

四月十五日には、横浜市でも実施方針公表時期を六月から八月に変更すると発表した。こうした自治体の状況を鑑みれば、区域整備計画の認定申請期間は延期するのが当然ではないか。

五 IR整備法第九条は、都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、國土交通大臣の認定を申請することができる」としている。

先述した四月十三日の委員会質問で青柳議員は、横浜市は「災害リスクが発生した場合は、自治体と事業者は共同事業者であり負担については事業者だけに負わせられない」旨を市議会で答弁しているとの例を挙げ、今回のように新型コロナウイルスで大打撃を受けた場合、自治体が税金を投じて事業者を救うことについて質すと、赤羽大臣は、「今般のような新型コロナウイルス感染症や自然災害のような事態への対応については、自治体とIR事業者の合意に従うことになる」と答弁した。

1 國土交通大臣は、国民に向けて、感染症や自然災害などの事態には、自治体が税金を投入してカジノ事業者を救済する場合があると入してカジノ事業者を救済する場合があると説明したことがあるか。

2 政府は、感染症や自然災害などの事態には、自治体が税金を投入してカジノ事業者を救済する場合があると認識していると考えているか。

3. 国土交通省が、昨年九月にパブコメにかけた基本方針案には、感染症や自然災害などの事態には、自治体が税金を投入してカジノ事業者を救済する場合があるとの記載はあつたか。記載があるのであれば、その箇所を明らかにされたい。記載がないのであれば、その理由を明らかにされたい。

4. 感染症や自然災害などの事態を含むいかなる事態でも、経営難や赤字になつた場合は、自治体が税金を投じてカジノ事業者を救済することは禁じることを基本方針案に明記して出し直すべきではないか。

内閣衆質二〇一第一七六号

令和二年四月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

(別紙)  
衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政策の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について  
特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第五条第一項に

規定する基本方針(以下「基本方針」という。)については、令和元年九月四日から同年十月三日までの間及び同年十一月十九日から同年十二月十八日までの間、意見公募手続を実施した上で、国会での議論、カジノ管理委員会から出されている意見等を踏まえ、現在、その具体的な内容を検討しているところである。その上で、法第九条第一項に規定する区域整備計画(以下「区域整備計画」という。)の認定の申請(以下「認定の申請」という。)をしようとする都道府県等(法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)は、法に基づいて認定の申請に向けた準備作業を進めているものと承知している。

三について  
お尋ねの「抜本的な見直し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国における特定複合観光施設区域(法第一条第二項に規定する特定複合観光施設区域をいう。以下同じ。)の整備は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることを目的とするものであり、御指摘の「M・I・C・E誘致」に貢献するものと考えているとともに、クルーズ船による訪日外国人旅行者の増加は、インバウンド・観光の経済効果を取り込み、地方創生に資するものと考へている。いずれにせよ、政府としては、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の

不安が払拭された後には、反転攻勢し、官民を挙げたインバウンド復活への取組を進めていくべきことについて安定的な経営が可能であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に設置運営事業等を継続できること等について、厳正に審査を行うこととしている。

四の1について  
お尋ねについては、現時点で予断を持つてお答えすることは差し控えたい。

五について  
御指摘の「自治体が税金を投入してカジノ事業者を救済する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特定複合観光施設は、認定設置運営事業者等(法第十条第二項に規定する認定設置運営事業者等をいう。以下同じ。)により一体として設置され、及び運営されるものであり、御指摘の「経営難や赤字になつた場合」でも、認定設置運営事業者等が自ら経営改善を図ることが基本であると考えている。また、御指摘の「感染症や自然災害などの事態」への対応については、同項に規定する認定都道府県等と認定設置運営事業者等とが十分に協議した上で、決められるべきものと考えている。

第三号に規定する設置運営事業等をいう。以下の事態には、自治体が税金を投入してカジノ事業者を救済する場合が可能であり、業績が下振れした場合にも適切に対応し、長期的に設置運営事業等を継続できること等について、厳正に審査を行うこととしている。

内閣衆質二〇一第一七六号  
令和二年四月二十八日  
衆議院議長 大島 理森殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政策の見直しに関する質問に対する答弁書  
(別紙)  
衆議院議員阿部知子君提出カジノを含む観光政策の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について  
特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。)第五条第一項に

令和二年度一般会計補正予算(第1号)  
右  
国会に提出する。

令和二年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

令和2年度一般会計補正予算

第1条 既定の令和2年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	補正額			改令和2年度予算額(千円)
	令和2年度成立予算額(千円)	追加額(千円)	修正減少額(千円)	
歳入	102,657,971,326	25,691,353,518	0	25,691,353,518
歳出	102,657,971,326	25,691,353,518	0	25,691,353,518

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により令和2年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第5条 令和2年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和2年度において公債を発行することができる限度額「7,110,000,000千円」を「9,439,000,000千円」に改める。

2 令和2年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和2年度において公債を発行することができる限度額「25,446,200,000千円」を「48,808,553,518千円」に改める。

第6条 令和2年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管文部科学省、組織スポーツ庁に係る項の「私立学校振興費」の次に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「児童福祉施設整備費」の次に、「社会福祉諸費(施設施工旅費、施設施工旅費及び社会事業学校施設整備費に限る。)」を加える。

第7条 令和2年度一般会計予算総則第8条に定める「財政法」第7条第3項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額「20,000,000,000千円」を「40,000,000,000千円」に改める。

第8条 令和2年度一般会計予算総則第12条第1項の債務保証契約の限度額の表中

1 株式会社日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務に関する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	予算総則補正
--	------------------------	--------

を

1 株式会社日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務に関する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあっては発行限度額500,000,000千円及びそのものにあっては額面総額600,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
--	------------------------	---

を

2 株式会社国際協力銀行 イ 社債のうち次に掲げるものに係る債務 イ われるもの	「国際復興開発銀行等から の外債をもつて支払われるもの」 (1) 外貨をもつて支払われるもの (2) 本邦通貨をもつて支払われる社債のうち 外國において発行するもの	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示 特別措置に関する法律」 「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項 第2条第2項 の合計額が1,902,500,000千円に相当 するこれらの社債に係る金額並びに その利息及び元本の期限前任意償還 に伴い支払うべき加算金その他引受 契約に基づき支払うべき手数料等の 経費に相当する金額並びに減債基金 等に払い込むべき金額に相当する金 額
--	--	---

を

口 借入金に係る債務で るもの	「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率に より換算した金額の総額が 40,000,000千円に相当する借入金に 係る金額並びにその利息及び元本の 期限前任意償還に伴い支払うべき加 算金その他借入契約に基づき支払う べき手数料等の経費に相当する金額 を
--------------------	--------------------------	--

## (六) 取扱い

2 イ 社債のうち次に掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもって支払 われるもの	「株式会社国際協力銀行 〔国際復興開発銀行等か らの外資の受入に関する 特別措置に関する法律〕 第2条第2項 〔株式会社国際協力銀行 法〕第35条第1項	「国际復興開発銀行等か らの外資の受入に関する 特別措置に関する法律」 にあっては外貨表示 した金額の総額及び(2)に掲げる社債 の合計額が2,902,500,000千円に相当 するこれらの社債に係る金額並びに その利息及び元本の期限前任意償還 に伴い支払うべき加算金その他引受 契約に基づき支払うべき手数料等の 経費に相当する金額並びに減債基金 等に払い込むべき金額に相当する金 額 〔株式会社国際協力銀行 法〕第35条第1項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示 した金額の総額及び(2)に掲げる社債 の合計額が2,902,500,000千円に相当 するこれらに係る債務に係る金額並びに その利息及び元本の期限前任意償還 に伴い支払うべき加算金その他引受 契約に基づき支払うべき手数料等の 経費に相当する金額並びに減債基金 等に払い込むべき金額に相当する金 額 〔株式会社国際協力銀行 法〕第35条第1項
6 ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物 資源債券及び借入金に係 る債務	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条
6 ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物 資源債券及び借入金に係 る債務	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条
9 銀 行 イ 社債及び日本政策投 資銀行債(口に掲げる ものを除く。)に係る債 務	「株式会社日本政策投資 銀行法」	「株式会社日本政策投資 銀行法」	「株式会社日本政策投資 銀行法」
6 ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物 資源債券及び借入金に係 る債務	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条
6 ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物 資源債券及び借入金に係 る債務	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条	「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 〔独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構 法〕第15条

## (外) 報

甲号 歳入歳出予算補正  
歳

所	管 組 織	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
内 閣 内 閣 官 房	内 閣 官 房 共 通 費 情 報 通 信 技 術 調 整 等 適 正 ・ 効 率 化 推 進 費	内 閣 官 房 共 通 費 情 報 通 信 技 術 調 整 等 適 正 ・ 効 率 化 推 進 費	2,566,886 2,394,140	0 0	2,566,886 2,394,140

(1) 口 社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1) 外貨をもって支払われるもの	(1) 行債にあっては外貨表示の額面を外國貨幣換算率により換算した金額の総額並びに(2)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が300,000,000千円に相当するこれらの社債及び日本政策投資銀行債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき算金その他引受け契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払へ込むべき金額に相当する金額(ただ、イの額面総額にあっては150,000,000千円、口の合計額にあつては300,000,000千円の範囲内で一方を演算し、当該演算した金額を他方	に加算することができる」とし、この場合においては、それぞれ当該加減算後の金額をその額面総額及び合計額とみなす。)
2 令和2年度一般会計予算総則第12条第2項の債務保証契約の限度額の規定中、「当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額」の次に「並びに発行限度額」を加え、「当該額面総額及び元本額の合計額」の次に「並びに発行限度額」を加える。	3 令和2年度一般会計予算総則第12条第3項の債務保証契約の限度額の規定中、「額面総額及び元本額の合計額」の次に「並びに発行限度額」を加える。	に改める。
第10条 令和2年度一般会計予算総則第4条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「科学技術ノバーン創造推進費」の前に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費」を加える。	第9条 令和2年度一般会計予算総則第4条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「科学技術ノバーン創造推進費」の前に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費」を加える。	
第10条 [甲号歳出予算補正]に記上した新型コロナウイルス感染症対応予備費は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。		

## (外) 報 明

		情報収集衛星業務費	85,477	0	85,477
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	5,046,503	0	5,046,503
地方政府	広報費	地方政府創生支援費	45,507	0	45,507
地方創生支援費	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	10,036,268	0	10,036,268	759,000
科学技術イノベーション創造推進費	科学技術イノベーション創造推進費	1,000,000,000	0	1,000,000,000	696,724
子ども・子育て本部	国立研究開発法人日本医療研究開発機構出資	20,000,000	0	20,000,000	
	防災政策費	70,983	0	70,983	
	電源開発促進税財源原子力保安規制対策費工事一括一対策特別会計へ繰入	70,000	0	70,000	
	沖縄政策費	26,800,000	0	26,800,000	
	沖縄振興特定事業推進費	1,000,000	0	1,000,000	
	男女共同参画社会形成促進費	151,970	0	151,970	
	計	1,059,630,452	0	1,059,630,452	
	仕事・子育て両立支援事業費	320,490	0	320,490	
	子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	17,370,635	0	17,370,635	
	子育て世帯臨時特別給付金給付事業助成費	165,373,909	0	165,373,909	
総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進費	183,065,034	0	183,065,034	
	警察活動基盤整備費	560,652	0	560,652	
	金融庁共通費	9,170,537	0	9,170,537	
	金融政策費	391,601	0	391,601	
	計	4,526	0	4,526	
	消費者庁共通費	396,127	0	396,127	
	消費者政策費	15,000	0	15,000	
	独立行政法人国民生活センター運営費	400,000	0	400,000	
	計	135,000	0	135,000	
	消費者	550,000	0	550,000	
内閣府所管補正額合計		1,253,372,802	0	1,253,372,802	

## (外) 報 告

総務省	総務本省	地方特例交付金	24,882,000	0	24,882,000
		電子政府・電子自治体推進費	1,695,520	0	1,695,520
		國立研究開発法人情報通信研究機構運営費	496,000	0	496,000
		情報通信技術高度利活用推進費	1,215,125	0	1,215,125
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,130,043	0	3,130,043
		特別定額給付金給付事業助成費	12,880,292,830	0	12,880,292,830
		計	12,911,711,518	0	12,911,711,518
消防総務省	防災体制等整備費	2,002,055	0	2,002,055	
所管補正額合計	12,913,713,573	0	12,913,713,573		
日本司法支援センター運営費	291,903	0	291,903		
法務行政情報化推進費	359,581	0	359,581		
矯正官署局	矯正管理業務費	651,484	0	651,484	
矯正管理業務費	2,597,819	0	2,597,819		
矯正収容費	769,164	0	769,164		
計	3,366,983	0	3,366,983		
更生保護官署局	更生保護活動費	17,312	0	17,312	
更生保護活動費	15,964	0	15,964		
出入国在留管理局	出入国管理企画調整推進費	1,074,900	0	1,074,900	
出入国管理業務費	603,814	0	603,814		
計	1,678,714	0	1,678,714		
外務省	補正額合計	5,730,457	0	5,730,457	
外務本省	外務本省共通費	4,178,423	0	4,178,423	
地域別外交分野別外交	6,304	0	6,304		
広報文化交流及報道対策費	2,907	0	2,907		
事政策力費	1,414,945	0	1,414,945		
領事政治協力費	339,450	0	339,450		
経済協力費	53,058,480	0	53,058,480		
独立行政法人国際協力機構運営費	1,950,000	0	1,950,000		
国際分担金其他諸費用	39,171,277	0	39,171,277		
在外公館計	100,121,786	0	100,121,786		
在外公館共通費用	914,593	0	914,593		
在外公館施設費用	617,344	0	617,344		

		外 務 報 告			
		財務省所管補正額合計		広報文化交流及報道対策費	
		領事政費	税務事業費	報費	報費
財務省	外 務 省 所 管 補 正 額 合 計	1,001,700	0	1,001,700	0
	国 産業投資支出財政投融資特別会計へ繰入	130,355	0	130,355	0
	会計へ繰入	2,663,992	0	2,663,992	0
	経済政策	102,785,778	0	102,785,778	0
	金 融	125,854,033	0	125,854,033	0
	新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000,000	0	100,000,000	0
	計	42,228,200	0	42,228,200	0
		1,751,200,000	0	1,751,200,000	0
		1,500,000,000	0	1,500,000,000	0
文部科学省	税 务 省 所 管 補 正 額 合 計	3,519,282,233	0	3,519,282,233	0
	税 务 事 政 費	4,855,664	0	4,855,664	0
	教 育 政 策 推 進 費	3,524,137,897	0	3,524,137,897	0
	振興機構運営費	453,840	0	453,840	0
	初等中等教育振興費	1,171,100	0	1,171,100	0
	高等教育振興費	226,499,855	0	226,499,855	0
	独立行政法人國立高等専門学校機構運営費	8,581,262	0	8,581,262	0
	独立行政法人國立高等専門学校機構設施整備費	1,702	0	1,702	0
	私立学校振興費	597,828	0	597,828	0
	科学技術・学術政策推進費	11,166,493	0	11,166,493	0
	国立大学法人施設整備費	46,000	0	46,000	0
	国立大学法人運営費	3,952,172	0	3,952,172	0
	研究開発費	393,835	0	393,835	0
	公立文教施設整備費	2,855,570	0	2,855,570	0
	独立行政法人日本学生支援機構運営費	195,341	0	195,341	0
	計	12,809,933	0	12,809,933	0
文 化 序	ス ポ ー ツ 振 興 費	52,363	0	52,363	0
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	268,777,294	0	268,777,294	0
	計	1,190,206	0	1,190,206	0
		180,000	0	180,000	0
		1,370,206	0	1,370,206	0
		6,122,322	0	6,122,322	0
		276,269,822	0	276,269,822	0

(外) 報 告

厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	2,919,146	0
		医療提供体制確保対策費	1,097,727	0
		感染症対策費	398,876,222	0
		医薬品適正使用推進費	457,545	0
		医療技術実用化等推進費	3,000,000	0
		医療提供体制基盤整備費	6,567,682	0
		医療保険給付諸費用	24,874,676	0
		健康危機管理推進費	98,529	0
		生活衛生対策費	29,401,582	0
		高齢者等雇用安定・促進費	108,407,344	0
		就職支援事業費労働保険特別会計へ繰入	465,841	0
	保育対策費	10,762,529	0	10,762,529
	児童虐待等防止対策費	1,621,457	0	1,621,457
	母子保健衛生対策費	1,190,500	0	1,190,500
	母子家庭等対策費	130,361	0	130,361
	児童福祉施設整備費	375,100	0	375,100
	生活保護等対策費	40,249,349	0	40,249,349
	自殺対策費	273,062	0	273,062
	社会福祉諸費	68,899	0	68,899
	社会保障福祉費	29,775,238	0	29,775,238
	社会福祉施設整備費	1,131,561	0	1,131,561
	独立行政法人福祉医療機構出資	4,148,069	0	4,148,069
	介護保険制度運営推進費	23,502,215	0	23,502,215
	国際機関活動推進費	16,090,000	0	16,090,000
	厚生労働調査研究等推進費	13,550,000	0	13,550,000
	言	719,034,634	0	719,034,634
	検疫業務等実施費	4,203,357	0	4,203,357
	検疫所厚生労働本省試験研究費	2,059,531	0	2,059,531
都道府県労働局	高齢者等雇用安定・促進費	1,718,743	0	1,718,743
	厚生労働省所管補正額合計	727,016,265	0	727,016,265

## (外)助(助)

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	435,000	0	435,000
		農林水産物・食品輸出促進対策費	136,840,000	0	136,840,000
		農林水産物・食品輸出促進対策費	10,799,223	0	10,799,223
		担い手育成・確保等対策費	27,586,450	0	27,586,450
		國產農産物生産・供給体制強化対策費	32,983,449	0	32,983,449
		農業・食品産業強化対策費	14,299,999	0	14,299,999
		6次産業化市場規模拡大対策費	4,897,713	0	4,897,713
農林水産技術会議	農山漁村6次産業化対策費	2,200,000	0	2,200,000	
	計	230,041,834	0	230,041,834	
農林水産野産	農業・食品技術総合研究機構運営費	1,046,000	0	1,046,000	
林水	林産物供給等振興対策費	2,491,768	0	2,491,768	
経済産業省	漁業経営安定対策費	13,675,652	0	13,675,652	
経済産業本省	農村振興対策費	3,195,288	0	3,195,288	
農林水産省所管補正額合計	計	16,870,940	0	16,870,940	
農林水産省所管補正額合計	技術革新促進・環境整備費用	250,450,542	0	250,450,542	
農林水産省所管補正額合計	技術革新促進・環境整備費用	248,809	0	248,809	
農林水産省所管補正額合計	技術革新促進・環境整備費用	1,199,969	0	1,199,969	
農林水産省所管補正額合計	技術革新促進・環境整備費用	2,799,345	0	2,799,345	
農林水産省所管補正額合計	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	91,655	0	91,655	
農林水産省所管補正額合計	ものづくり産業振興費	23,178,668	0	23,178,668	
農林水産省所管補正額合計	情報技術利活用促進費	330,010	0	330,010	
農林水産省所管補正額合計	サービス産業強化費	1,683,943,262	0	1,683,943,262	
農林水産省所管補正額合計	クールジャパン推進費	87,800,061	0	87,800,061	
農林水産省所管補正額合計	サイバーセキュリティ対策推進費	1,070,007	0	1,070,007	
農業保安・危機管理費	産業保安・危機管理費	1,999,994	0	1,999,994	
国際交渉・連携推進費	国際交渉・連携推進費	24,500,000	0	24,500,000	
構運営費	構運営費	4,998,900	0	4,998,900	
独立行政法人日本貿易振興機	独立行政法人日本貿易振興機	220,000,000	0	220,000,000	
地域経済活性化対策費	地域経済活性化対策費	76,517,004	0	76,517,004	
消費者行政推進費	消費者行政推進費	0	0	0	2,128,677,684
	計				

官 報 (号 外)

## (外) 報 印

丙号 繰越明許費補正											
所	管	組	織	事	項	所	管	組	織	事	項
内閣府	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち 重要政策基礎調査委託費 (本ストータウン調査費に限 る。)	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち 重要政策基礎調査委託費 (本ストータウン調査費に限 る。)	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち 重要政策基礎調査委託費 (本ストータウン調査費に限 る。)	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち 重要政策基礎調査委託費 (本ストータウン調査費に限 る。)	内閣官房	独立行政法人国立高等専門 学校機構情報機器整備費補 助金	独立行政法人国立高等専門 学校機構情報機器整備費補 助金
内閣府	内閣本府	(項) 政府広報費(うち 啓発広報費(戦略的広報費 に限る。))	内閣本府	(項) 政府広報費(うち 啓発広報費(戦略的広報費 に限る。))	内閣本府	(項) 政府広報費(うち 啓発広報費(戦略的広報費 に限る。))	内閣本府	(項) 政府広報費(うち 啓発広報費(戦略的広報費 に限る。))	内閣本府	公立大学法人情報機器整備費補 助金	公立大学法人情報機器整備費補 助金
警察庁	警察	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生推進 費	警察	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生推進 費	警察	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生推進 費	警察	新型コロナウイルス感 染症対応地方創生推進 費	警察	私立学校振興費のうち 私立学校情報機器整備費補 助金	私立学校振興費のうち 私立学校情報機器整備費補 助金
厚生労働省	厚生労働本省	防災政策策費のうち 災害関係調査費(病院船活 用調査費に限る。)	厚生労働本省	防災政策策費のうち 災害関係調査費(病院船活 用調査費に限る。)	厚生労働本省	防災政策策費のうち 災害関係調査費(病院船活 用調査費に限る。)	厚生労働本省	防災政策策費のうち 災害関係調査費(病院船活 用調査費に限る。)	厚生労働本省	公立学校情報通信ネット ワーク環境施設整備費補助 金	公立学校情報通信ネット ワーク環境施設整備費補助 金
総務省	総務本省	(項) 警察活動基盤整備費のうち 情報処理業務方費(警察庁 情報管理システム緊急整備 費に限る。)	総務本省	(項) 警察活動基盤整備費のうち 情報処理業務方費(警察庁 情報管理システム緊急整備 費に限る。)	総務本省	(項) 警察活動基盤整備費のうち 情報処理業務方費(警察庁 情報管理システム緊急整備 費に限る。)	総務本省	(項) 警察活動基盤整備費のうち 情報処理業務方費(警察庁 情報管理システム緊急整備 費に限る。)	総務本省	公立学校情報通信ネット ワーク環境施設整備費補助 金	公立学校情報通信ネット ワーク環境施設整備費補助 金
文部科学省	文部科学本省	(項) 情報通信技術高度利活 用推進費のうち 情報通信技術研究開発調査 費(放送コマンツ海外情 報発信事業費に限る。)	文部科学本省	(項) 消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務厅費(感染 防護器具等支援経費及び旨 別受信機導入推進事業費に限 る。)	文部科学本省	(項) 情報通信技術高度利活 用推進費のうち 情報通信技術研究開発調査 費(放送コマンツ海外情 報発信事業費に限る。)	文部科学本省	(項) 情報通信技術高度利活 用推進費のうち 情報通信技術研究開発調査 費(放送コマンツ海外情 報発信事業費に限る。)	文部科学本省	私立学校振興費のうち 私立学校情報機器整備費補 助金	私立学校振興費のうち 私立学校情報機器整備費補 助金
文部科学省	文部科学本省	(項) 初等中等教育振興費のうち 先端技術活用教育推進事業 委託費(教育ICT技術者 派遣事業費に限る。)	文部科学本省	(項) 初等中等教育振興費のうち 先端技術活用教育推進事業 委託費(教育ICT技術者 派遣事業費に限る。)	文部科学本省	(項) 初等中等教育振興費のうち 先端技術活用教育推進事業 委託費(教育ICT技術者 派遣事業費に限る。)	文部科学本省	(項) 初等中等教育振興費のうち 先端技術活用教育推進事業 委託費(教育ICT技術者 派遣事業費に限る。)	文部科学本省	公立学校振興費のうち 公立学校情報機器整備費補 助金	公立学校振興費のうち 公立学校情報機器整備費補 助金
高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(感 染症医療環境整備費に限 る。)	高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(感 染症医療環境整備費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)	高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(感 染症医療環境整備費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)	高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(感 染症医療環境整備費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)	高等教育振興費のうち 大学改革推進等補助金(感 染症医療環境整備費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)	母子保健衛生対策費のうち 母子保健衛生費補助金(新 型コロナウイルス感染症感 染拡大防止事業費に限 る。)

		生活保護等対策費のうち 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(保護施設等衛生管理体制確保支援等事業費に限る。)	
経済産業省		社会福祉諸費用のうち 施設設施工旅費 施設施工戸費 社会事業学校施設整備費 障害保健福祉費のうち 障害者総合支援事業費補助金(障害者福祉サービス等事業費及びテレワーク等推進事業費に限る。)	
経済産業本省		(項) 技術革新促進・環境整備費 産業技術実用化開発事業費 補助金(地域分散クラウド技術開発事業費に限る。)	
中小企業庁		ものづくり産業振興費のうち 産業技術研究開発委託費 (ナノライチエーン強制化技術開発・実証事業費に限る。) 中小企業経営支援等対策費 補助金(新型コロナウイルス感染症治療薬候補・人工呼吸器生産設備整備事業費に限る。) 情報技術利活用促進費のうち 情報技術利活用事業費補助金(経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業費に限る。)	
資源エネルギー庁		(項) 資源物資源安定供給確保費 希少金属備蓄対策費補助金 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 中小企業経営支援等対策委託費(持続化給付資金支給継続義務・事業再編支援事業費に限る。)	

環境省	(項) 生物多様性保全等推進のうち環境保全調査費(国立公園等誘客推進事業費に限る。)	中小企業経営支援等対策費(中小企業再編支援事業費及び他の区域企業再起支援事業費に限る。)
中小企業事業環境整備のうち事業環境整備対策費補助金(中小・小規模事業者等に用保証料減免支援事業費に限る。)	生物多様性保全推進交付金(国立公園等誘客推進事業費及び国立公園等ワーケーション推進事業費に限る。)	

## 丁号 国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担度	由
内閣府	警察庁	仕様の変更に伴う土地建物借り入れに係る限度額の増額	7,362,798	令和2年度	令和2年度及び令和3年度	令和元年度一般会計国庫債務負担行為(事項)[土地建物借り入れ]に基づいて実行した警備部隊拠点に必要な土地及び建物の借り入れに係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
法務省	法務本省	土地建物借り入れに係る契約の一部変更	—	令和2年度	令和3年度まで1箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為(事項)[土地建物借り入れ]に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和2年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和3年度まで1箇年度延長する必要があるため
農林水産省	農林水産本省	法務省統合情報基盤開発等農林水産省行政情報システム利用	471,830	令和2年度	令和2年度以降4箇年度以内	法務省統合情報基盤の開発等については、多くの日数を要するため
国土交通省	国土交通本省	既定追加改定	185,290 516,000 701,290	令和2年度 同 —	令和2年度以降5箇年度以内 令和2年度以降4箇年度以内 —	農林水産省行政情報システムの専用通信回線の利用については、複数年にわたる契約を結ぶことを要するため
		既定	3,218,337	令和2年度	令和2年度以降5箇年度以内	

官 報 (号 外)

令和二年四月二十九日 衆議院会議録第二十二号 令和二年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

## 令和二年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

歳出

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 二五、五六五、四九九百万円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

一、八〇九、六五三百万円  
一、八〇九、四九〇、四八一百万円

(2) 雇用の維持と事業の継続  
一、八四八、一八四百万円  
一、九、四九〇、四八一百万円

(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復  
一、八一七、一八一百万円  
一、八一七、一八一百万円

(4) 強靭な経済構造の構築  
一、五〇〇、〇〇〇百万円  
一、五〇〇、〇〇〇百万円

(5) 新型コロナウイルス感染症対策予備費  
一二五、八五四百万円  
一二五、八五四百万円

2 国債整理基金特別会計へ繰入  
二五、六九一、三五四百万円  
二五、六九一、三五四百万円

## 二、補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計補正予算(第1号)、令和二年度特別会計補正予算(特第1号)及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。右報告する。

令和二年四月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿

予算委員長 棚橋 泰文

## 令和二年度特別会計補正予算(特第1号)

右  
国会に提出する。

令和二年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

歳入	歳出	補正	計
公債金			
(1) 公債金			
(2) 特例公債金			
計			
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)			
歳入			
公債金			
二五、六九一、三五四百万円			
二、三二九、〇〇〇百万円			
二三、三六二、三五四百万円			
二五、六九一、三五四百万円			
計			
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)			
歳入			
公債金			
二五、六九一、三五四百万円			
二、三二九、〇〇〇百万円			
二三、三六二、三五四百万円			
二五、六九一、三五四百万円			

令和 2 年度 特別会計補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の令和2年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる

とおりとする。

内閣府、総務省及び  
財務省所管

財政整理基金  
財政投融资資

内閣府、文部科学  
省、経済産業省及び  
環境省所管

厚生労働省所管  
内閣府及び厚生労働  
省所管

労働保険  
年金

農林水産省所管

食料安定供給

内閣府及び厚生労働  
省所管

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 [特別会計に関する法律]第5条第2項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」とび「繰越明許費補正要求書」は、別に添付する。

第4条 令和2年度特別会計予算総則第10条第1項に定める[特別会計に関する法律]第62条第2項の規定による令和2年度において公債を発行することができる限度額「12,000,000,000千円」を「21,400,000,000千円」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正		額
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	
内閣府、総務省及び 財務省	交付税及び譲与税配付 金	入 歳 出	他会計より受入	24,882,000	0	24,882,000
			一般会計より受入	24,882,000	0	24,882,000
			地方特例交付金	24,882,000	0	24,882,000
		歳	出			

## (外) 報 告

財務省	国債整理基金入 歳出	他会計より受入 歳入	195,103,092 △	5,001,439 △	190,101,653 190,101,653
財務省及び国土交通省	財政投融資 歳入	資金運用収入 歳入	60,026,198 運用利殖金収入 歳入	0 60,026,198 0	60,026,198 60,026,198
	財政融資資金勘定 歳入	公債金 歳入	9,400,000,000 9,400,000,000 12,626,013 正額	0 0 0 0	9,400,000,000 9,400,000,000 12,626,013 12,626,013
		公債金 歳入	12,626,013 正額	0	12,626,013
内閣府 文部科学省 経済産業省 環境省	投資勘定 歳入	他会計より受入 歳入	9,472,652,211 一般会計より受入 歳入	0 0 0	9,472,652,211 9,400,000,000 69,249,059
	エネルギー需給勘定 歳入	他会計より受入 歳入	9,469,249,059 一般会計より受入 歳入	0 0 0	9,469,249,059 100,000,000 100,000,000 100,000,000
	工事川辺一対策 歳入	他会計より受入 歳入	8,000,000 一般会計より受入 歳入	0 0 0	8,000,000 8,000,000 8,000,000
電源開発促進勘定	入 歳入	他会計より受入 歳入	210,768 原子力安全規制対策財源一般会計より受入 事務取扱費	0 0 0	210,768 8,000,000 210,768 210,768
	出 歳			0	210,768

(外) 報 明

厚生労働省		労働災害勘定出	
		労働安全衛生対策費	
		社会復帰促進等事業費	498,403
		独立行政法人労働者健康安全機構運営費	2,708,727
		仕事生活調和推進費	14,666
		個別労働紛争対策費	810,269
		業務取扱費	37,955
			104,601
			4,174,621
雇用勘定入		補正額	
歳		歳	
保険収入		一般会計より受入	
積立金より受入		465,841	
雇用安定資金より受入		465,841	
歳		歳	
入補正額		一般会計より受入	
歳		465,841	
出		積立金より受入	
歳		10,274,356	
入補正額		積立金より受入	
歳		10,274,356	
内閣府及び厚生労働省		雇用安定資金より受入	
年子ども・子育て支援勘定歳		895,145,785	
金		895,145,785	
他会計より受入		905,885,982	
歳		歳	
出補正額		905,885,982	
歳		0	
入補正額		0	
歳		905,885,982	
内閣府及び厚生労働省		17,370,635	
年子ども・子育て支援勘定歳		0	
金		17,370,635	
他会計より受入		905,885,982	

			積立金より受入	一般会計より受入	17,370,635	0	0	17,370,635
			積立金より受入		263,262	0	0	263,262
			歳出			17,633,897	0	17,633,897
			歳入	正額	17,633,897	0	0	17,633,897
				子ども・子育て支援推進費	1,094,553	0	0	1,094,553
				地域子ども・子育て支援及 仕事・子育て両立支援事業 費	16,539,344	0	0	16,539,344
			歳出	補正額	17,633,897	0	0	17,633,897
				食糧管理勘定		17,633,897	0	17,633,897
				歳出			0	0
				食糧管理費	5,001,439	0	0	5,001,439
				国債整理基金特別会計へ繰 入	0	△	5,001,439	△ 5,001,439
			歳出	正額	5,001,439	△	5,001,439	0
農林水産省	食料安定供給							
	食糧管理勘定							
	歳出							

所 管	特 別 会 計	事 項	所 管	特 別 会 計	事 項
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー需給勘定	(項) 工エネルギー需給構造高のうち 二酸化炭素排出抑制対策費(うち 事業委託費(大規模感染対策費等 機械設備等に限る。)) 二酸化炭素排出抑制対策費(うち 事業支援費(脱炭素化等による 改炭素助金(サブランク支給等 ・生産拠点支援等に限る。)) 内事業費(低減高効率化等に 限る。)	内閣府及び厚生労働省	子ども・子育て支援勘定	(項) 地域子ども・子育て支援事業費 のうち (新規感染拡大防止事業費に 限る。)

官 報 (号外)

令和二年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

補正予算の要旨

本補正予算は、財政投融資特別会計等七特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	五一、七八二、一一〇	五一、五八七、二〇五
補正	二四、八八二	二四、八八二
計	五一、八〇六、九九二	五一、六一二、〇八七

2 国債整理基金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	九三、〇三四、一五八	一九三、〇三四、一五八
補正	一九〇、一〇二	一九〇、一〇二
計	一九三、二一四、二六〇	一九三、二一四、二六〇

3 財政投融資特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	二四、三四二、九二〇	二四、三三九、四〇一
補正	九、四七二、六五二	九、四六九、二四九
計	三三、八一五、五七二	三三、八〇八、六五〇

令和二年四月二十九日

予算委員長 棚橋 泰文

衆議院議長 大島 理森殿

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右  
国会に提出する。

令和二年四月二十七日

(2) 雇用勘定

当初	二、九一七、八〇五	二、九一七、八〇五
補正	九〇五、八八六	九〇五、八八六
計	三、八二三、六九一	三、八二三、六九一

5 年金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	三、二三九、三六九	三、二三九、三六九
補正	一七、六三四	一七、六三四
計	三、二五七、〇〇三	三、二五七、〇〇三

以上のほかに、エネルギー対策特別会計及び食料安定供給特別会計において、歳入歳出予算の補正を行つてある。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計補正予算(第1号)、令和二年度特別会計補正予算(特第1号)及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。右報告する。

令和二年四月二十九日

予算委員長 棚橋 泰文

衆議院議長 大島 理森殿

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右  
国会に提出する。

令和二年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

4 労働保険特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	一、二三四、六六四	一、〇八九、三四八
補正	一、〇九三、五三二	四、一七五
計	一、二三四、六六四	一、〇九三、五三二

(1) 労災勘定

## 令和2年度政府関係機関補正予算

## 予算総則補正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の令和2年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫  
株式会社日本政策金融公庫

第2条 令和2年度政府関係機関予算総則第2条第1項の公庫又は株式会社の借入金等の限度額の中

沖縄振興開発金融公庫	政府から の借入金の総額	124,800,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額	700,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額	10,000,000

沖縄振興開発金融公庫	政府から の借入金の総額	368,400,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額	700,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	747,000

沖縄振興開発金融公庫	政府から の借入金の総額	2,030,000,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額	170,000,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額	520,000,000

株式会社日本政策金融公庫	國民一般向け業務 借入金の総額	30,000,000
	農林水産業者向け業務 借入金の総額	928,200,000
	中小企業者向け業務 借入金の総額	100,000,000

危機対応円滑化業務 借入金の総額	99,000,000
特定事業等促進円滑化業務 借入金の総額	70,000,000

株式会社日本政策金融公庫	國民一般向け業務 借入金の総額	3,730,000,000千円
	農林水産業者向け業務 借入金の総額	170,000,000
	社債の額面総額	790,000,000

## 第3条 令和2年度政府関係機関予算総則第3条の保険契約等の限度額の表中に改める。

中小企業者向け業務 借入金の総額	2,328,200,000
危機対応円滑化業務 借入金の総額	100,000,000
短期社債の取得に係る社債の発行限度額	6,099,000,000
その他の社債の額面総額	500,000,000
特定事業等促進円滑化業務 借入金の総額	600,000,000

## 第3条 令和2年度政府関係機関予算総則第3条の保険契約等の限度額の表中に改める。

「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うこと約する金銭の額の総額	農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 保証金額の総額 保険金額の総額	1,850,000 45,000,000 60,500,000 14,911,000,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	補填の額の総額 保険金額の総額	123,200,000 86,000,000
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うこと約する金銭の額の総額	農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務	1,850,000 45,000,000

## (外) 報 告

保証金額の総額	60,500,000	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に改める。	保険勘額の総額	86,000,000
保険勘額の総額	41,431,000,000			
補填の額の総額	2,054,400,000			

## 甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補			正			額 額(千円)
			追加	額(千円)	修正減少額(千円)	差引	額(千円)		
沖縄振興開発金融公庫	収入	事業益金		863,238		0	863,238		
支出				863,238		0	863,238		
株式会社日本政策金融公庫				284,477		0	284,477		
国民一般向け業務	収入	事業益金		9,211,103		0	9,211,103		
支出				9,211,103		0	9,211,103		
農林水産業者向け業務	収入	事業益金		5,249,328		0	5,249,328		
支出				918,726		0	918,726		
雑収入		事業益金		918,726		0	918,726		
一般会計より受入				462,806		0	462,806		
収入補正額				462,806		0	462,806		
事業損金	支出			1,381,532		0	1,381,532		
				1,641,075		0	1,641,075		

## (外) 報 告

中小企業者向け業務		事業益金	事業益金	事業損金	1,527,350
支	出	保険料収入	保険料収入	保険料収入	1,527,350
信用保険等業務	取	回	回	回	6,325,804
	入	收	收	收	6,325,804
		金	金	金	6,325,804
危機対応円滑化業務	支	出	入	入	6,325,804
		事業益金	事業益金	事業益金	6,325,804
		補償料収入	補償料収入	補償料収入	6,325,804
		事業損金	事業損金	事業損金	6,325,804
		補利子補給金	補利子補給金	補利子補給金	6,325,804
		支出補正額	支出補正額	支出補正額	6,325,804
		98,157,693	98,157,693	98,157,693	98,157,693

官 報 (号外)

令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講じるものである。

政府関係機関補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 沖縄振興開発金融公庫

当初 補正 計	支入(百万円) 一三、〇〇五 八六三 一三、八六九	支出(百万円) 九、五五八 二八四 九、八四三
---------------	------------------------------------	----------------------------------

2 株式会社日本政策金融公庫

(1) 国民一般向け業務

当初 補正 計	支入(百万円) 一七四、一九九 九、二二一 一八三、四一〇	支出(百万円) 九〇、二三四 五、二四九 九五、四八三
---------------	--	--------------------------------------

(2) 農林水産業者向け業務

当初 補正 計	支入(百万円) 四八、四七七 一、三八二 四九、八五八	支出(百万円) 四三、九六四 一、六四一 四五、六〇六
---------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(3) 中小企業者向け業務

当初 補正 計	支入(百万円) 九五、二二一 一、五二七 九六、七三九	支出(百万円) 四四、一三六 六、三三六 五〇、四六二
---------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(4) 信用保険等業務

当初 補正 計	支入(百万円) 一八九、一二七 五五、八六〇 二四四、九八八	支出(百万円) 三七八、六三三 二二三、九一 五九二、五四四
---------------	---	---

(5) 危機対応円滑化業務

当初 補正 計	支入(百万円) 一〇、七五四 七三、八五一 八四、六〇五	支出(百万円) 三七、七二八 九八、二五八 一三五、八八五
---------------	---------------------------------------	--

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム及び日本共産党共同提案により「令和二年度一般会計補正予算(第1号)、令和二年度特別会計補正予算(特第1号)及び令和二年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和二年四月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿

予算委員長 棚橋 泰文

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和二年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方税法等の一部を改正する法律  
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の十二第一項及び第二十九条の八の二中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の四条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイ

ルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一

一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第一項及び附則第六十

一条第一項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徵

収金の期日として政令で定める日をいう。第一号において同じ。)までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入する

ことが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から一年以内の期間（第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税（政令で定めるものを除く。）に係る地方団体の徴収金で、納期限がこの場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事

項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

### 3 第十五条の二（第一項から第三項までを除く。）、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。

第六十条 第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得に対応する不動産取得税の減額等の特例）

6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）

は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十三条の二十五第一項及び第七十三条の二十七の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三条の二十 第五第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいふ。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
第七十三条の二十 第七の二第二項	六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

第七十三条の二十 第五第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいふ。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
第七十三条の二十 第七の二第二項	六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

ることができなかつた」とにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）

は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十三条の二十二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三条の二十 第七の二第二項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいふ。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
第七十三条の二十 第七の二第二項	六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

**第六十一条 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者(以下この条及び次条において「中小事業者等」という。)(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二条)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。)が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋(その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)に限る。次条において同じ。)及び償却資産(以下この条において「特例対象資産」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、令和三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。**

- 一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合(令和二年二月から十月までの間ににおける連続する三月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額(当該期間の初日の一年前の日から起算して三月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合をいう。次号において同じ。)が百分の五十以下となる場合 零
- 2 前項の規定は、中小事業者等から、令和三年一月三十一日までに、総務省令で定める書類を添付して、市町村長(特例対象資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合に当該特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。)に当該特例対象資産につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。
- 3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後、同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむ不得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる。

令和二年四月二十九日 衆議院会議録第二十二号

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

4 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

**第六十二条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二号)の施行の日から令和三年三月三十日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)**

内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この条において「認定先端設備等導入計画」といいう。)に従つて取得事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。)をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等(以下この条において「先端設備等」という。)に該当する事業の用に供する家屋及び構築物(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条

の二第三項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先

端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「事務及び」を「事務」に改め、「規定する事務」の下に「及び附則第七十条第二項後段に規定する事務」を加える。

附則第三条の三第一項中「並びに附則第四十五条」を「附則第四十五条並びに附則第六十一条」に改める。

- 附則第五十九条第一項中「次条第一項及び附則第六十一条第一項」を「附則第六十二条第一項及び第六十三条第一項」に改める。
- 附則第六十二条を附則第六十四条とし、附則



<p>画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。</p> <p>(固定資産税減収補填特別交付金の額)</p> <p>第六十六条 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という。)とする。</p> <p>2 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>4 固定資産税減収補填特別交付金総額と、当</p>	<p>該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額を各道府県又は各市町村に固定資産税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> <p>(都市計画税減収補填特別交付金の額)</p> <p>第六十七条 令和三年度分として交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額(第三項において「都市計画税減収補填特別交付金総額」という。)とする。</p> <p>2 令和三年度分として各市町村に交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として予算で定めたところにより算定した額とする。</p> <p>3 令和三年度分として各市町村に對して交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めたところにより算定した額とする。</p> <p>4 固定資産税減収補填特別交付金総額と、当</p>
<p>該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を各道府県及び各市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額を各道府県又は各市町村に都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> <p>(特別交付金の算定の時期等)</p> <p>第六十八条 総務大臣は、附則第六十五条第四項の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月中に決定し、これを当該道府県又は当該市町村に通知しなければならない。</p> <p>(特別交付金の交付時期)</p> <p>第六十九条 特別交付金は、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月に交付する。(特別交付金の算定に用いる資料の提出等)</p> <p>第七十条 道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該道府県の特別交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の特別交付金の額の算定に用いる資料を道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 都市計画税減収補填特別交付金総額と、当</p>	<p>該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を各道府県及び各市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額を各道府県又は各市町村に都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> <p>(特別交付金の使途)</p> <p>第七十一条 市町村は、交付を受けた特別交付金の額のうち都市計画税減収補填特別交付金の額を、第七百二条第一項に規定する費用に充てるものとする。</p> <p>(交付税及び譲与税配付金特別会計における特別交付金に係る繰入れ等)</p> <p>第七十二条 附則第六十五条第三項に規定する特別交付金の総額は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第六条の規定にかかるわらず、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は令和三年度から令和六年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。</p> <p>(基準財政収入額の算定方法の特例)</p> <p>第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同一項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の</p>
<p>該年度において前二項の規定により各市町村について算定した都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を各市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額を各市町村に都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> <p>(特別交付金の使途)</p> <p>第七十一条 市町村は、交付を受けた特別交付金の額のうち都市計画税減収補填特別交付金の額を、第七百二条第一項に規定する費用に充てるものとする。</p> <p>2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は令和三年度から令和六年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。</p> <p>(基準財政収入額の算定方法の特例)</p> <p>第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同一項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方</p>	<p>該年度において前二項の規定により各市町村について算定した都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を各市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額を各市町村に都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。</p> <p>(特別交付金の使途)</p> <p>第七十一条 市町村は、交付を受けた特別交付金の額のうち都市計画税減収補填特別交付金の額を、第七百二条第一項に規定する費用に充てるものとする。</p> <p>2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は令和三年度から令和六年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。</p> <p>(基準財政収入額の算定方法の特例)</p> <p>第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同一項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方</p>

規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と、「地方税法第七十一条の四十七」とあるのは「同法第七十一条の四十七」と、「当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の普通税」と、「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該指定市の普通税」とす

る。

（命令への委任）

第七十七条 附則第六十五条から前条までに定めるもののほか、特別交付金の算定及び交付その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、命令で定める。

（地方財政法の一部改止）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の十一の次に次の二条を加える。

（地方財政法の一部改止）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の十一の次に次の二条を加える。

（地方公共団体における年度間の財源の調整の特例）

第七十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、固定資産税減収補填特別交付金」とする。

（特別区財政調整交付金の特例）

第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第七十六条 総務大臣は、特別交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとして適用される国税通則法（昭和三十七年法律

する場合及び附則第六十八条の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

（第六十六号）第四十六条第一項の規定による納税の猶予をする場合には、地方公共団体のこれらによる減収額を埋めるため、第五条の市町村にあつては、当該額に前年度の当該市規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起立すことができる。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び令和二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。」とを「から令和三年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。」とに改め、同条第三項中「あつては、」を「あつては」に改め、「加算した額」の下に「令和三年度にあつては当該個人住民税減収補填特例交付金総額に当該年度における同項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額を加算した額」を加え、同条第四項中「あつては、」を「あつては」に改め、「加算した額」の下に「令和三年度にあつては当該額に当該年度において同項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額を加算した額」を加える。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和三年一月一日

二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定並びに同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定

（新型コロナウイルス感染症等に係る微収猶予の特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日から一月を経過した日前に納付し、又は納入すべき地方団体の微収金については、第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十九条第一項中「その地方団体の徴収金の納期限内」とあるのは「地方税法等の

度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額（市町村にあつては、当該額に前年度の当該市規定にかかる割合を乗じて得た額を加算した額」とする】に改める。

（第三条の三中「及び令和二年度」を「から令和三年度まで」に改める。）

（第五条第二項中「とする」を「とし、令和三年

<p>一部を改正する法律(令和二年法律第一号)の施行の日(以下この項において「施行日」といいう。)から二月を経過する日まで」と、「その地方団体の徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から二月を経過した日以後」として、同項の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金額控除の特例に関する経過措置)</p> <p>第三条 道府県民税の所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第一号)第五条第四項に規定する指定行事(次条において「指定行事」という。)の同法第五条第一項に規定する中止等(次条において「中止等」という。)により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この条及び次条において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に對して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p> <p>(地方自治法の一部改正)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金額控除の特例に関する経過措置)</p> <p>第四条 市町村民税の所得割の納稅義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に對して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p>	<p>第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p> <p>1 厳しい経営環境にある中小事業者等について、令和二年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を二分の一又は零とすること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があつた事業者等について、無担保かつ延滞金なしで一年間、徵収を猶予する特例を設けること。</p> <p>3 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時の軽減措置について、適用期限を令和三年三月三十日まで延長すること。</p> <p>4 固定資産税の減収を補填する措置等を講ずること。</p> <p>5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。</p>
<p>第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納稅者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>二 提出による報告書</p> <p>令和二年四月二十九日 衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>三 総務委員長 大口 善徳</p>	<p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納稅者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>二 提出による報告書</p> <p>令和二年四月二十九日 衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>三 総務委員長 大口 善徳</p>
<p>第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納稅者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 厳しい経営環境にある中小事業者等について、令和二年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を二分の一又は零とすること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があつた事業者等について、無担保かつ延滞金なしで一年間、徵収を猶予する特例を設けること。</p> <p>3 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時の軽減措置について、適用期限を令和三年三月三十日まで延長すること。</p> <p>4 固定資産税の減収を補填する措置等を講ずること。</p> <p>5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。</p>	<p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納稅者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>二 提出による報告書</p> <p>令和二年四月二十九日 衆議院議長 大島 理森殿</p> <p>三 総務委員長 大口 善徳</p>



その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)	その国税の納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税についても、その法定納期限。以下この項(各号を除く)において同じ)内にされたその者の申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む)に基づき、その納期限
国税通則法第四十六条 第一項第一号	その損失を受けた日 令和二年二月一日
国税通則法第四十六条 第一項第一号イ及びロ	その災害のやんだ日 特定日
国税通則法第四十六条 第一項第二号	その災害のやんだ日 特定日
国税通則法第四十六条 第一項第三号	その損失を受けた日 令和二年二月一日
国税通則法第四十六条 の二第一項	その損失を受けた日 令和二年二月一日
同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたことの事実	新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である事情 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録 その他の政令で定める書類
事実を証するに足りる書類	2 前項の規定の適用がある場合における納税の猶予に関する法令の規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(給付金の非課税等)	一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される財務省令で定める給付金
第四条 市町村又は特別区から給付される給付金	2 前項の規定の適用がある場合における納税の猶予に関する法令の規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

令和二年四月二十九日 衆議院会議録第二十二号 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び同報告書

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯へ税について、その法定納期限。児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金
2 前項の給付金の給付を受ける権利は、国税徵収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第一号に規定する国税の同条第十二号に規定する一号に規定する国税の同条第十二号に規定する滞納処分により差し押さえることができない。(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)
第五条 個人が、指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小(第三項及び第四項において「中止等」という。)により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利(次項、第三項及び第五項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄を令和二年二月一日から令和三年十二月三十一日までの期間(次項、第三項及び第五項において「指定期間」という。)内にした場合(当該放棄をした年分の所得税につき第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、放棄払戻請求権相当額については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条(同法第二百
2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する特定寄附金の額及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益

が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

3 個人が、指定行事の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、特定放棄払戻請求権相当額については、租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定を適用することができる。この場合において、同条第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの」と、「という。」とあるのは「という。」又は個人がその全部若しくは一部の放棄をした新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第五号)第五条第三項に規定する入場料金等払戻請求権」と、「の合計額」とあるのは「及び同条第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額(以下この項において「特定放棄払戻請求権相当額」という。)の合計額」と、「同条第一項」とあるのは「所得税法第七十八条第二項」と、「定める金額」とあるのは「定める金額並びに特定放棄払戻請求権相当額」と、「の額の合計額」とあるのは「の額及び特定放棄払戻請求権相当額の合計額を」とする。

4 第一項及び前項に規定する指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

ための措置の影響により中止等となつた文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であつて、政令で定めるものをいう。

5 第三項に規定する特定放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(所得税法第七十八条第一項の規定の適用を受ける金額並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額及び同法第四十一条の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

6 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第四十一条の十八から第四十条の十八の三までの規定との調整、第三項の規定の適用がある場合における同項の規定と同法第四十一条の十八又は第四十一条の十八の二の規定との調整その他第一項又は第三項の規定の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例)

第六条 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内において租税特別措置法第四十一条第一項に規定する既存住宅(以下この項及び次項において「既存住宅」という。)の取得(同条第一項に規定する取得をいう。以下第三項までにおいて同じ。)をし、かつ、当該既存住宅をその居住の用に供する前に当該既存住宅の特例増改築等をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該既存住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該既存住宅を当該特例増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは、「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第二項に規定する特例増改築等の日」として、同条から同法第四十一条の二の二まで

税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

2 前項に規定する特例増改築等とは、個人が取得をした既存住宅につき行う増築、改築、修繕又は模様替のうち、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

3 租税特別措置法第四十一条第三十項に規定する要耐震改修住宅の取得をし、その取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を

その取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該要耐震改修住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該既存住宅を当該特例増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは、「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第二項に規定する特例増改築等の日」として、同条から同法第四十一条の二の二まで

入金等特別税額控除額については、同項中「こ

日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第三項に規定する耐震改修の日」と、同条第三十項中「当該取得の日」とあるのは「当該要耐震改修住宅の当該耐震改修の日」として、同条から同法第四十一条の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第十三条及び第十三条の二の規定を適用する。

4 稟税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等で特例取得に該当するもの若しくは同条第十項に規定する認定住宅の新築等で特例取得に該当するものをして個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした同法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりこれらの特例取得をした家屋を令和二年十二月三十一日までにその者の居住の用に供することができなかつた場合において、これらの特例取得をした家屋を令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に租稅特別措置法第四十一条第一項(第一項又は前項の規定により適用する場合を含む。)

の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同条第十三項及び第十六項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは、「令和三年十二月三十一日」として、租稅特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは、「令和三年十二月三十一日」として、租稅特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二の規定を適用する。

5 前項に規定する特例取得とは、租稅特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

6 第四項の規定により租稅特別措置法第四十一条第一項に規定する事業年度をいう。以下同様に規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「各年又は令和三年」とあるのは「各年」と、同項第四号中「又は令和二年」とあるの

な事項は、政令で定める。  
(大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付)

第七条 法人の令和二年二月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する各事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十二条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下同じ。)において生じた欠損金額(同法第二条第九号に規定する欠損金額をいう。)については、租稅特別措置法第六十六条の十二の規定(当該事業年度が令和二年三月三十一日以前に終了した事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第九条第一項の規定により租稅特別措置法第六十六条の十一条第一項に規定する場合における同法第十五条の規定による改正前の租稅特別措置法第六十六条の十三の規定)は、適用しない。ただし、当該法人が当該各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する場合は、この限りでない。

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大規模法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大規模法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人

四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律五百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社

六 大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付)

第八条 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人の令和二年二月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する各連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)において



た場合において、同項の規定の適用を受けないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないとなる課税期間に限る。）については、同項の規定は、適用しない。

6 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間において消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産である同法第一条第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは同項第十一号に規定する課税貨物又は同法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産について同法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合（以下この項及び次項第五号において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合」という。）に該当することとなつた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の四第二項の規定の適用を受けないことが必要となつた場合において、同項の規定の適用を受けないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を

受けこととなつた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないとなる課税期間に限る。）については、同項の規定は、適用しない。

7 第一項又は第三項から前項までの承認を受けたことが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める日又は期限までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 第一項の承認 特定課税期間の末日の翌日から二月（当該特定課税期間が消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者のその年十二月三十一日の属する課税期間である場合には、三月）を経過する日

二 第三項の承認 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日

イ 特定課税期間から消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする場合及び特定課税期間の末日が同項の届出書の提出により同項の規定の適用を受けないこととなつた最初の課税期間の初日以後二年を経過する日（口において「二年経過日」という。）以後に到来し、当該特定課税

期間の翌課税期間以後の課税期間から同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合 当該特定課税期間に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出に係る課税期間の末日と消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日

ロ イに掲げる場合以外の場合 二年経過日の属する課税期間の末日と消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日

三 第四項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と当該特例対象事業者の同法第十二条の二第二項又は第十二条の三第三項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日とのいずれか遅い日

四 第五項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産の仕入れ等の日（同法第十二条の四第一項各号に掲げる区分に応じ11 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）

五 前項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することと

(納税の猶予の特例に関する経過措置)

錢の貸付け(当該公的貸付機関等が行う他の金錢の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金錢の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書(印紙税法(昭和四十一年法律第二十三号)別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。以下この条において同じ。)のうち、特定日(印紙税を課さないこととする消費貸借契約書の作成の期日として政令で定める日をいう。次項において同じ。)までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 金融機関(銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金融機関(銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対しても行う金融機関(銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金錢の貸付け(当該金融機関が行う他の金錢の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金錢の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書であつて政令で定めるものうち、特定日までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

#### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

十六条第一項の項中「その国税の納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限。以下この項(各号を除く。)において同じ。)内」とあるのは「同法の施行の日から二月を経過する日まで」と、「その国税の納期限後にされた申請を含む。」に基づき、「その納期限」とあるのは「同法の施行の日から二月を経過した日以後にされた申請を含む。」に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限」として、同条第一項の規定を適用する。(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第四条 第七条に規定する各事業年度(清算中に終了する事業年度を除く。)分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を令和二年七月一日前に提出した法人(租税特別措置法第六十六条の十二第一号から第三号までに掲げる法人を除く。)の当該各事業年度において生じた第七条に規定する欠損金額に係る法人税法第八十条第一項並びに第一百四十四条の十三第一項及び第二項の規定の適用については、これららの規定中「当該確定申告書の提出と同時」とあるのは、「令和二年七月三十一日まで」とする。

第五条 第八条に規定する各連結事業年度分の人税につき法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書を令和二年七月一日前に提出した第八条に規定する連結親法人(租税特別措置法第六十八条の九十七各号に掲げるものを除く。)の当該各連結事業年度において生じた第八条に規定する連結欠損金額に係る法人税法第八十一条の三十一年度の規定の適用については、同項に規定する人場料金等払戻請求権の行使を同項に規定する人場料金等払戻請求権の行使を付された印紙税を印紙税法第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該過誤納金に係る同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 理 由

新規法第六十八条の九十七各号に掲げるものを除く。)の当該各連結事業年度において生じた第八条に規定する連結欠損金額に係る法人税法第八十一条の三十一年度の規定の適用については、同項に規定する人場料金等払戻請求権の行使を付された印紙税を印紙税法第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該過誤納金に係る同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

官報(号外)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響を緩和する観点から、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症等の影響により多数の事業者において収入が急減しているという状況を踏まえ、納稅の猶予制度の特例を設けること。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る寄附金控除の特例、住宅ローン控除の適用要件の弾力化等の措置を講ずること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響を緩和する観点から、所要の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、平年度において約九百三十億円である。右報告する。

令和二年四月二十九日

財務金融委員長 田中 良生

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納稅の猶予制度の特例措置については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業者に相当な収入の減少があつた場合の緊急に必要な税制上の特例措置であるとの趣旨を踏まえ、猶予期間の経過後においては、本特例措置の適用を受けた事業者の事業の状況を十分に踏まえつつ、公平かつ適正な徵収に努めること。

二 納稅の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過前において、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、本特例措置の延長の要否について検討を行うこと。

三 納稅の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過後においては、本特例措置の適用状況の把握に努め、国会への報告を行うこと。

四 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により更なる財政的支援の必要性が生じる場合にあつても、我が国の極めて厳しい財政状況に鑑み、中長期的な財政健全化にも十分に配慮し、当該財政的支援の費用を行うこと。

官 報 (号 外)

令和二年四月二十九日

衆議院会議録第二十二号

第明治三十五年三月三十日可認一物便郵種三

発行所  
二東京一〇一五番五都港五番区八四虎ノ門四丁目  
独立行政法人国印刷局

電話  
03 (3587) 4294

定価  
(本体  
二二二〇円)